

参 照 条 文

内航海運業法（抄）

（内航船腹量の策定）

第二条の二 国土交通大臣は、内航海運業の用に供する船舶について、国土交通省令で定めるところにより、毎年度、交通政策審議会の意見を聴いて、当該年度以降の五年間について各年度の適正な船腹量を国土交通省令で定める船種ごとに定めなければならない。

2 前項の船腹量は、国内における貨物輸送の需給事情その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の船腹量を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

内航海運業法施行規則（抄）

（船種）

第一条の二 法第二条の二第一項、第二条の三第一項及び第六条第二項の運輸省令で定める船種は、次のとおりとする。

一 油送船

二 セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）

三 特殊タンク船（高圧若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）

四 自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）

五 土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）

六 その他の貨物船